

神戸市灘区役所タッチパネル式庁舎案内モニター等  
設置事業者募集要領

神戸市灘区総務部地域協働課

2024年(令和6年)12月

## 神戸市灘区役所タッチパネル式庁舎案内モニター等設置事業者募集要領

神戸市では民間企業等との協働により市の安定した財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、行政財産を活用した広告つきタッチパネル式庁舎案内モニター等を設置することとし、次のとおり設置事業者を募集します。

### 1 施設の概要

#### (1) 名称及び所在地

名称	所在地
神戸市灘区役所	神戸市灘区桜口町 4 丁目 1-1

#### (2) 開庁時間

月～水、金曜日 午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分

木曜日 午前 8 時 45 分～午後 8 時 00 分

3 月最終日曜日・4 月第 1 日曜日 午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は休みです。

ただし、上記の開庁日時は変更することがあります。

#### (3) その他（参考）

市民課 戸籍・住民基本台帳・諸証明等取扱件数 75,591 件（令和 5 年度実績）

### 2 応募の資格

次の各号に掲げる条件のいずれにも該当しない法人であることを必要とします。

- (1) 会社更生法及び民事再生法等による手続中である法人
- (2) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者（執行猶予中の者も含む）がいる法人
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員もしくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条に該当する者）
- (4) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税等を滞納している法人、又は、代表者がこれらの税金を滞納している法人
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4（昭和 22 年政令第 16 号）の規定により、神戸市から入札の参加資格を取り消されている法人（指名停止を含む）
- (6) 広告事業に関し、3 年以上の実績を有しない法人
- (7) 令和 6・7 年度神戸市物品等入札参加資格を有しない法人

### 3 欠格条項

法人が次の要件に該当する場合は、その団体を応募参加の対象から除外します。

- (1) 受付期間内に応募書類が提出されなかった場合
- (2) 応募書類に明らかな虚偽の記載がある場合
- (3) 募集要領に違反又は著しく逸脱した場合
- (4) 応募法人、応募法人の代理人、又はそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合

## 4 募集内容

別紙仕様書のとおり

## 5 掲載できない広告

神戸市ホームページ広告掲載取扱要綱に準じる

( [https://www.city.kobe.lg.jp/documents/13054/youkou\\_2.pdf](https://www.city.kobe.lg.jp/documents/13054/youkou_2.pdf) )

## 6 申込み方法

### (1) 提出書類

- ① 申込書（様式第1号）
- ② 印鑑証明書 原本1部（発行後3ヶ月以内のもの）
- ③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 原本1部（発行後3ヶ月以内のもの）
- ④ 委任状及び受任者本人と確認できるもの（代理人による契約を希望する場合） 1部
- ⑤ 国税及び本件設置業務を担当する事業所（支社・営業所等）が所在する市町村税の未納がないことの証明書（国税は納税証明書、市税は法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）にかかる納税証明書） 1部
- ⑥ 業務経歴書等（2(6)に該当しないことを証する書類で様式自由）
- ⑦ 会社概要（本業務と同様の業務実績を含む）
- ⑧ 価格提案書（様式第2号）
- ⑨ 企画書
  - (ア) 設置図（寸法等記入）
  - (イ) タッチパネル式庁舎案内、行事案内表示及び壁掛式行政情報表示の企画（案）
  - (ウ) 事業開始までの作業スケジュール
  - (エ) メンテナンスの体制（庁舎案内等の更新方法、作業内容等）
  - (オ) 広告内容等に問題があった場合の対応（対応までの日数等）
  - (カ) 自社の広告審査基準の有無（有りの場合はその概要も）
  - (キ) その他、仕様書に準ずる仕様であることが確認できるもの

(2) 提出期間 2024年12月16日(月)～12月27日(金)正午必着（土日祝日除く）  
郵送、メール、持参いずれも可。〔受付時間 午前8時45分～午後5時30分〕

(3) 提出先 〒657-8570 神戸市灘区桜口町4丁目2-1  
神戸市灘区役所 地域協働課宛 ※ご持参される方は灘区役所4階6番窓口へ

### (4) 質疑及び回答

質疑がある場合には、12月16日(月)から12月20日(金)の間にFAXまたはメールで受付します。質問回答は書類提出されたすべての事業者に通知します。様式は自由です。

### (5) 追加書類およびヒアリング

必要に応じて、追加書類およびヒアリングを求める場合があります。

### (6) その他

提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。また提出された書類は、返却しません。

## 7 選定方針

申込者が提出する書類に基づき、応募資格を満たし且つ仕様書の要件を満たした企画書を提出した者の中で、本市において設定している最低募集価格（非公表）以上で最高額を提示した申込者を契約の相手方として決定します。

## 8 選定結果

選定結果については、提出されたすべての事業者に連絡します。

## 9 今後のスケジュール(参考)

- (1) 参加申込期間           2024年12月16日(月)～12月27日(金) 正午
- (2) 質疑の受付           2024年12月16日(月)～12月20日(金)
- (3) 質疑の回答           2024年12月23日(月)以降
- (4) 結果の通知           2025年1月下旬頃
- (5) 賃貸借契約締結       2025年2月上旬頃
- (6) タッチパネル式庁舎案内モニター等の設置  
                                  2025年4月1日(火)～

## 10 問い合わせ先

神戸市灘区桜口町4丁目2-1

神戸市灘区役所地域協働課「タッチパネル式庁舎案内」担当

電話：078-843-7001 内線205（開庁日の午前8時45分から午後5時30分まで）

Fax：078-843-7011

E-mail：soumu\_nadaku@city.kobe.lg.jp

物件調書

所在地	灘区桜口町4丁目1-1
住居表示	灘区桜口町4丁目2番1号
貸付面積	2.14㎡ $\left( \begin{array}{l} 1,900\text{mm} \times 700\text{mm} \\ 700\text{mm} \times 500\text{mm} \times 2 \\ 1,100\text{mm} \times 100\text{mm} \end{array} \right)$
貸付期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日
形状	整形
用途	タッチパネル式庁舎案内モニター等設置

貸付面積内訳 合計2.14㎡

・庁舎案内・広告枠

$1,900\text{mm} \times 700\text{mm} = 1.33\text{m}^2$

・行事案内表示モニター(2カ所)

$700\text{mm} \times 500\text{mm} \times 2 = 0.7\text{m}^2$

・行政情報表示モニター

$1,100\text{mm} \times 100\text{mm} = 0.11\text{m}^2$



灘区役所 1階



